



目 次

告 示	ページ
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の廃止の届出 (福祉指導課)	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定 (")	1
○種畜証明書の交付 (畜産振興課)	2
○種畜証明書の書換え交付の通報 (")	2
○保安林の解除 (治山林道課)	2
○漁港漁場整備法に基づき保管した所有者不明の工作物等の返還 (漁港漁場課)	2
○公共測量の実施の通知 (用地対策課)	3
○道路の区域変更 (2件) (道 路 課)	3
高知県教育委員会規則	
◎へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則	4
監査公表	
○定期監査の執行結果 (希望が丘学園ほか)	4
入札公告	
○一般競争入札 (永国寺キャンパス教育研究棟 (仮称) 建築主体工事) の公告 (建設管理課)	6
○一般競争入札 (高知県新資料館 (仮称) 建築主体工事) の公告 (")	7

告 示

高知県告示第533号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成25年8月30日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 廃止年月日

山本歯科クリニ 宿毛市駅前町一丁目1205番 平25・6・16
ック

高知県告示第534号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

平成25年8月30日

高知県知事 尾崎 正直

指定年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
平成25年7月26日	合同会社心愛 須崎市浦ノ内東分124番1	訪問看護ステーション心愛 須崎市浦ノ内東分124番1 訪問看護 介護予防訪問看護
平成25年8月1日	合同会社ウィズ 香南市野市町本村1451番地	ケアプランセンター香南 香南市野市町本村1451番地 居宅介護支援
〃	株式会社孝志 高岡郡越知町越知甲902番地1	ケアプランセンター孝志 高岡郡越知町越知甲902番地1 居宅介護支援

高知県告示第535号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定により次のとおり種畜証明書を交付したので、同法第8条第2項の規定により告示する。

平成25年8月30日

高知県知事 尾崎 正直

種畜証明書番号	検査年月日	名前 (登録・登記番号)	家畜の種類	品種	生年月日	検査成績	飼養者の住所及び氏名
11336778236	平25・ 8・8	光若 (全和2012子高褐2008)	牛	褐毛和種	平24・ 5・10	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11335159616	平25・ 8・8	桜五月 (全和2012子高褐1035)	牛	褐毛和種	平24・ 5・20	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場

高知県告示第536号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を書換え交付した旨の通報があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成25年8月30日

高知県知事 尾崎 正直

種畜証明書番号等	申請の事由	変更後	変更前
11240075377 桜嶺(全和褐原109) 牛 褐毛和種	種畜の飼養者の住所及び氏名の変更	吾川郡いの町 筒井 英夫	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場

高知県告示第537号

次の保安林を解除したので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成25年8月30日

高知県知事 尾崎 正直

- 解除に係る保安林の所在場所
幡多郡黒潮町蜷川字柳ヶ谷3834の1・字東ニカキ3836の1
(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
送電施設用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を高知県林業振興・環境部治山林道課及び黒潮町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第538号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第39条の2第4項の規定に基づき工作物又は船舶、自動車その他の物件（以下「工作物等」という。）を除却し、又は除却させ、同条第5項の規定により当該工作物等を保管したので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。

なお、当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下「所有者等」という。）は、平成26年1月24日までに当該工作物等の返還を受けることができる。

平成25年8月30日

佐賀漁港漁港管理者

高知県知事 尾崎 正直

- 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量
FRP船1隻（船名及び船舶番号不明、船長3.95メートル、

船幅1.16メートル)

2 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除去した日時

幡多郡黒潮町黒潮 佐賀漁港 4号船揚場
平成25年7月24日午前10時

3 工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
平成25年7月24日午前11時

幡多郡黒潮町黒潮 佐賀漁港 4号船揚場

4 所有者等の行うべき措置

工作物等の所有者等は、期限までに高知県幡多土木事務所の指示に従い、当該工作物等の返還を受けること。

5 漁港管理者の措置

佐賀漁港漁港管理者は、所有者等が4の措置を行わないときは、漁港漁場整備法第39条の2第7項の規定に基づく売却又は同条第8項の規定に基づく廃棄を行うものとする。

なお、期限までに所有者等が判明した場合は、同条第10項の規定により、当該所有者等に当該工作物等の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用を請求するものとする。

6 問い合わせ先

四万十市古津賀四丁目61番地 高知県幡多土木事務所維持管理課維持管理第一班（電話番号0880-34-5222）

高知県告示第539号

高知地方法務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を平成25年8月26日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成25年8月30日

高知県知事 尾崎 正直

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

平成25年9月2日から平成26年2月28日まで

3 作業地域

高知市中久万、中万々及び万々の各一部の地区、南久万並びに北八反町

高知県告示第540号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成25年8月30日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年8月30日

高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 県道

2 路線名 宿毛宗呂下川口

3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
宿毛市小筑紫町石原 字向原田962番1から	前	3.9 }	311
	後	8.1 }	
宿毛市小筑紫町石原 字仲峠1883番9まで	後	13.4	311

高知県告示第541号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成25年8月30日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年8月30日

高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 県道

2 路線名 佐喜浜吉良川

3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
室戸市吉良川町字寺 内乙1897番3から	前	6.3 }	60
	後	13.4	
室戸市吉良川町字寺 内乙5224番2まで	後	25.0 }	60
		60.0	

教育委員会規則

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成25年8月30日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会規則第11号

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則

へき地等学校等を指定する規則（平成16年高知県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2級の高岡郡の四万十町の項を削る。

別表第2の土佐清水市の項を次のように改める。

土佐清水市	下ノ加江小学校 窪津小学校 益野小学校 三崎小学校 足摺岬中学校	平成22年4月1日 " 平成8年1月1日 平成2年1月1日 平成22年4月1日
-------	--	---

附 則

この規則は、平成25年9月1日から施行する。

監 査 公 表

監査公表第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成25年8月30日

高知県監査委員 中面 哲
 同 桑名 龍吾
 同 坂本 千代
 同 朝日 満夫

第1 監査の実施

平成25年度出先機関前期分58機関及び公営企業局4機関の計62機関に対して定期監査を実施した。平成25年4月24日から同年7月17日まで委員監査を行い、13機関については、書面監査とした。

執行機関	対象機関	計
知事部局	危機管理部1、健康政策部8、地域福祉部5、文化生活部2、商工労働部4、農業振興部12、林業振興・環境部5、水産振興部1及び土木部2	40機関
教育委員会	教育事務所3、県立学校8及びその他4	15機関
警察本部	警察署3	3機関
公営企業局	本課2及び病院2	4機関
総計	62機関	

なお、監査を実施した機関及び監査年月日は、別表のとおりである。

第2 監査の結果

1 総括

監査の結果、財務に関する事務の執行は、全般的には、おおむね適正に行われているものと認められたが、次の表のとおり一部に不適正な執行が見られた。

なお、32機関については、指摘事項等はなかった。

（単位：件）

事務の区分	特別指	指摘事	注意事	検討事	計
-------	-----	-----	-----	-----	---

	摘事項	項	項	項	項
収入事務			4	1	5
支出事務		2	15		17
契約事務			14	1	15
財産・物品管理			2		2
服務管理			2		2
給与・旅費支給事務			2		2
庶務関係事務			4		4
その他の事務					
計		2	43	2	47
機関数		2機関	27機関	2機関	30機関

注 「機関数」欄の計は、指摘等を受けた機関の実合点数である。

件数で見ると、指摘事項は前年度の9件から2件に、注意事項も57件から43件に減少し、全体では66件から45件に減少しているが、依然として半数近い機関で不適正な事務処理が見られ、一部の機関においては、注意事項が複数あった。一方では、経費節減や事務処理のミスの防止に取り組んでいる機関が見られた。

次に、事務区分別に見ると、指摘事項については、支出事務の2件となっており、注意事項では、支出事務が15件と最も多く、次に契約事務が14件、収入事務及び庶務関係事務がそれぞれ4件となっている。

事務区分別の概要は、次のとおりである。

(1) 収入事務について

注意事項の内容は、収入調定事務の遅れ、証拠書類の一部亡失、収入証紙の不適切な受理・保管などである。

(2) 支出事務について

指摘事項の内容は、常時資金の精算を誤っていたもの及び支払が遅れていたものである。また、注意事項では、資金前渡職員が不在の日に常時資金の交付が行われていたもの及び出納員が不在の日に支出命令確認が行わ

れていたものが複数の機関で見られた。

(3) 契約事務について

注意事項では、仕様書添付漏れなど契約書の不備や設計書の積算が不適切なものが複数の機関で見られた。なお、前年度多くの機関で認められた暴力団の排除措置に関する条項等の契約書への記載漏れはなかった。

(4) 庶務関係事務について

注意事項では、自家用車登録簿の記載漏れなどが複数の機関で見られた。

これらの指摘事項及び注意事項の多くは、担当職員の財務会計の基本の理解が不足していること及び管理職員の日常の基本的なチェックが不十分であったことによるものと認められる。

今後は、担当職員の財務会計事務処理能力の向上に一層取り組むとともに、管理職員及び出納員等による指導の徹底及びチェック体制の強化を図り、適正な執行が確保されるよう強く求める。

また、検討事項として、庁舎清掃業務委託料及び研修負担金の積算について検討を求めたところであり、今後の速やかな対応を求める。

2 指摘事項

指摘事項の対象機関及び具体的な内容は、次のとおりである。

(1) 希望が丘学園（支出事務）

平成24年度に、常時資金出納簿への支払額の記帳を誤ったまま年度末の精算を行い、100,794円を戻入すべきところ97,874円を戻入していた。そのため、差額2,920円の現金が残っていた。

これは、高知県会計規則（平成4年高知県規則第2号）第58条第9項に定められた常時資金精算書の内容確認が不十分であったために生じた不適正な事務処理である。

(2) 嶺北林業振興事務所（支出事務）

平成23年度の定期刊行物購読料（12,000円）について、会計管理局総務事務センターの集中処理に伴う年度末の所属での確認を怠ったため、平成25年1月に債権者から未払の連絡があるまで支払漏れに気付かず、平成24年度予算で支払っていた。

これは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第208条及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に規定する歳出の会計年度所属区分に違反する不適正な事務処理である。

以上、指摘を受けた機関においては、今後このようなことのないよう適正な事務の執行を強く求める。

3 注意事項

注意事項の主なものは、次のとおりである。

(1) 収入事務

- ア 収入調定事務が遅れていたもの
- イ 証拠書類の一部を亡失していたもの
- ウ 収入証紙の受理・保管が不適切であったもの

(2) 支出事務

- ア 資金前渡職員が不在の日に常時資金の交付が行われていたもの
- イ 出納員が不在の日に支出命令確認が行われていたもの

- ウ 実績報告書が提出される前に補助金額を確定していたもの

(3) 契約事務

- ア 仕様書添付漏れや遅延利息の率の誤りなど契約書に不備があるもの
- イ 設計書の積算が不適切なものや確認試験が実施できていなかったもの
- ウ 月次検査が遅れていたもの

(4) 財産・物品管理

- ア 高知県職員被服貸与規則（昭和45年高知県規則第41号）に定めのないものを特定の職員に使用させていたもの
- イ ガソリン給油チケットについて、簿冊ごと持ち出しで給油していたもの

(5) 服務管理事務

- ア 週休日の振替命令簿に所属長の確認印がなかったもの
- イ 所属長が不在の日に時間外勤務命令簿に命令印が押印されていたもの

(6) 給与・旅費支給事務

- ア 旅費が過払いとなっていたもの
- イ 通勤手当の支給を誤っていたもの

(7) 庶務関係事務

- ア 自家用車登録簿に登録していない車輛^{クルマ}を公務に使用していたもの
- イ 月末に所属長が行うべき自動車使用記録簿の確認を全く行っていないかったもの

以上のような事項を始めとして、注意を受けた機関においては、今後、適正な事務処理を行うよう求める。

4 検討事項

検討事項の概要は、次のとおりである。

(1) 庁舎清掃業務委託料の積算について

庁舎清掃業務委託料の積算について、単価及び必要量の根拠を明確にし、実態にあった適正な積算を行うよう検討を求めるもの

(2) 研修負担金の積算について
試験設備利用研修の負担金について、その根拠を明確にするよう検討を求めるもの
以上の事項については、それぞれ該当する機関において事務改善に向けた速やかな検討を求める。

5 参考事例

今回、事務改善の事例を掲載したので、各機関において事務の執行の参考とされたい。

(1) 経費節減の取組

中央西福祉保健所において、平成17年度から毎年自動更新している土地賃貸借契約（職員駐車場用地）について、地価の動向を踏まえた交渉を行い、平成25年度の契約では、従来の7割程度の賃借料となった。

(2) ミスを防止する工夫

森林技術センターにおいて、会計管理局総務事務センターによる集中処理対象外の、日々雇用職員の賃金にかかる所得税の源泉徴収の事務処理について、フロー図及びチェックリストを作成し、会計事務に不慣れな担当者による取扱いミスを防止する取組が行われている。

別表

1 委員監査を実施した機関及び監査年月日

機関名	委員監査日	備考
安芸福祉保健所	平成25年7月3日	
中央東福祉保健所	平成25年5月30日	
中央西福祉保健所	平成25年5月30日	指摘等なし
須崎福祉保健所	平成25年5月21日	
幡多福祉保健所	平成25年6月11日	
衛生研究所	平成25年4月24日	指摘等なし
幡多看護専門学校	平成25年6月11日	指摘等なし
食肉衛生検査所	平成25年6月12日	指摘等なし
療育福祉センター	平成25年7月4日	指摘等なし
希望が丘学園	平成25年4月25日	
中央児童相談所	平成25年4月24日	指摘等なし
幡多児童相談所	平成25年6月12日	指摘等なし
消費生活センター	平成25年4月24日	指摘等なし
女性相談支援センター	平成25年4月24日	指摘等なし
工業技術センター	平成25年5月21日	
紙産業技術センター	平成25年4月25日	
高知高等技術学校	平成25年6月5日	
安芸農業振興センター	平成25年7月3日	
中央東農業振興センター	平成25年5月30日	
中央西農業振興センター	平成25年6月7日	
須崎農業振興センター	平成25年6月4日	指摘等なし

幡多農業振興センター	平成25年6月12日	指摘等なし
農業技術センター	平成25年6月5日	
果樹試験場	平成25年4月25日	指摘等なし
茶業試験場	平成25年5月29日	指摘等なし
病害虫防除所	平成25年6月5日	指摘等なし
畜産試験場	平成25年5月29日	
中央家畜保健衛生所	平成25年6月7日	指摘等なし
西部家畜保健衛生所	平成25年6月12日	
森林技術センター	平成25年7月4日	
嶺北林業振興事務所	平成25年5月29日	
中央西林業事務所	平成25年5月30日	指摘等なし
須崎林業事務所	平成25年5月21日	
環境研究センター	平成25年4月24日	指摘等なし
水産試験場	平成25年6月5日	指摘等なし
高知土木事務所	平成25年5月21日	
須崎土木事務所	平成25年7月4日	
教育センター	平成25年7月4日	
東部教育事務所	平成25年7月3日	指摘等なし
西部教育事務所	平成25年6月12日	
図書館	平成25年4月24日	
心の教育センター	平成25年4月25日	
盲学校	平成25年6月5日	
高知ろう学校	平成25年5月29日	指摘等なし
窪川警察署	平成25年6月4日	指摘等なし
電気工水課	平成25年7月17日	指摘等なし
県立病院課	平成25年7月17日	指摘等なし
あき総合病院	平成25年7月3日	
幡多けんみん病院	平成25年6月11日	

2 書面監査とした機関及び監査年月日

機関名	書面監査日	備考
消防学校	平成25年7月29日	
精神保健福祉センター	平成25年7月29日	指摘等なし
計量検定所	平成25年7月29日	指摘等なし
中部教育事務所	平成25年7月29日	指摘等なし
青少年センター	平成25年7月29日	
高知西高等学校	平成25年7月29日	指摘等なし
春野高等学校	平成25年7月29日	指摘等なし
須崎工業高等学校	平成25年7月29日	指摘等なし
窪川高等学校	平成25年7月29日	指摘等なし
宿毛工業高等学校	平成25年7月29日	指摘等なし
高知若草養護学校	平成25年7月29日	
南国警察署	平成25年7月29日	

須崎警察署	平成25年7月29日	指摘等なし
-------	------------	-------

入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

平成25年8月30日

高知県知事 尾崎 正直

1 入札に付する事項

- (1) 業務の名称及び数量
永国寺キャンパス教育研究棟（仮称）建築主体工事 一式
- (2) 業務の特質等
入札説明書による。
- (3) 完成期限
平成27年2月28日（教育研究棟本体部分にあつては、同年1月31日）
- (4) 施行場所
高知市永国寺町91
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。ただし、イからエまでについては、当該手続開始の決定がなされた後、知事が別に定める手続に基づく高知県建設工事競争入札参加資格の再認定を受けている者については、この限りでない。
 - ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項又は第19条第1項若しくは第2項の規定に基づく破産手続開始の申立てを行った者
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者
 - ウ 特定債務等の調整のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく特定債務等の調整

<p>に係る調定の申立てを行った者 エ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者</p> <p>(3) この入札公告の日から開札の日までの間に、高知県建設工事指名停止措置要綱（平成17年8月高知県告示第598号）又は指名回避措置基準要領（平成17年8月25日付け17高建管第223号高知県土木部長通知）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。</p> <p>(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。</p> <p>3 契約条項を示す場所等</p> <p>(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 郵便番号780-8570 高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県土木建設管理課 電話番号088-823-9813 ファクシミリ番号088-823-9263</p> <p>(2) 入札説明書の交付方法 平成25年8月30日（金）午前9時から同年9月27日（金）午後5時までの間に高知県入札情報システム（http://www.efftis.jp/39000/ebia/contents/）又は高知県建設管理課ホームページ（http://www.pref.kochi.lg.jp/life/list.php?ctg01_id=5）でダウンロードにより交付する。 なお、希望する者には、設計図書等を収録したCD-ROMを貸与するので、入札説明書に示した手続により申し込むこと。</p> <p>(3) 入札及び開札の日時、方法等</p> <p>ア 入札 (ア) 高知県電子入札システムによる入札 平成25年10月16日（水）から同月21日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の間の高知県電子入札システムの稼働時間（午前9時から午後8時まで）中に同システムより行うこと。 (イ) 紙入札による入札 持参又は郵便等によるものとし、平成25年10月21日午後5時までに(1)の交付場所に必着すること。</p> <p>イ 開札 平成25年10月24日（木）午前10時から(1)の交付場所において高知県電子入札システムにより行う。</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金</p>	<p>高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第9条、第10条及び第39条から第41条までの規定による。</p> <p>(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を平成25年9月27日午後5時までに3の(1)の交付場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。</p> <p>なお、紙入札による参加を希望する場合は、紙入札による参加届出書を同日午後5時までに3の(1)の交付場所に提出しなければならない。</p> <p>(4) 入札の無効 この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他高知県契約規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>(5) 落札者の決定方法 この入札は、予定価格（事後公表とする。）の制限の範囲内で、有効な入札を行った入札者を対象者として、低入札価格調査制度を適用するとともに、入札前に施工計画等に関する技術提案を受け、価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札決定を行う施工体制確認型総合評価方式（技術提案型）により落札者を決定する。</p> <p>(6) 手続における交渉の有無 無</p> <p>(7) 契約書作成の要否 要</p> <p>(8) 資格審査に関する事項 入札説明書による。</p> <p>(9) 関連情報を入手するための照会窓口 3の(1)に同じ。</p> <p>(10) 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary</p> <p>(1) Subject matter of contract: Construction work of Eikokuji Campus Education and Research Building (tentative name)</p> <p>(2) Deadline for the submission of application forms and relevant documents for qualification: 5:00 P.M. on Friday 27 September 2013</p> <p>(3) Date and time for bidding (by electronic bidding) : From Wednesday 16 October 2013 to Monday 21 October 2013 (9:00 A.M. to 8:00 P.M.; while the system is on)</p> <p>(4) Date and time for bidding (by hand or mail) : To arrive by 5:00 P.M. on Monday 21 October 2013</p>	<p>(5) Contact: Construction Management Division, Department of Public Works, Kochi Prefectural Government, 1-2-20 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8570 Japan Tel: 088-823-9813 Fax: 088-823-9263</p> <p>~~~~~</p> <p>政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。 平成25年8月30日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 入札に付する事項</p> <p>(1) 業務の名称及び数量 高知県新資料館（仮称）建築主体工事 一式</p> <p>(2) 業務の特質等 入札説明書による。</p> <p>(3) 完成期限 平成27年6月30日</p> <p>(4) 施行場所 高知市追手筋二丁目24番地及び25番地並びに同市帯屋町二丁目124番地及び126番地</p> <p>(5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>2 入札参加資格 次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。ただし、イからエまでについては、当該手続開始の決定がなされた後、知事が別に定める手続に基づく高知県建設工事競争入札参加資格の再認定を受けている者については、この限りでない。</p> <p>ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項又は第19条第1項若しくは第2項の規定に基づく破産手続開始の申立てを行った者</p> <p>イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者</p>
---	--	--

<p>ウ 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成11年法律第158号)に基づく特定債務等の調整に係る調停の申立てを行った者</p> <p>エ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てを行った者</p> <p>(3) この入札公告の日から開札の日までの間に、高知県建設工事指名停止措置要綱(平成17年8月高知県告示第598号)又は指名回避措置基準要領(平成17年8月25日付け17高建管第223号高知県土木部長通知)に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。</p> <p>(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。</p> <p>3 契約条項を示す場所等</p> <p>(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 郵便番号780-8570 高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県土木部建設管理課 電話番号088-823-9813 ファクシミリ番号088-823-9263</p> <p>(2) 入札説明書の交付方法 平成25年8月30日(金)午前9時から同年9月27日(金)午後5時までの間に高知県入札情報システム(http://www.efftis.jp/39000/ebia/contents/)又は高知県建設管理課ホームページ(http://www.pref.kochi.lg.jp/life/list.php?ctg01_id=55)でダウンロードにより交付する。 なお、希望する者には、設計図書等を収録したCD-ROMを貸与するので、入札説明書に示した手続により申し込むこと。</p> <p>(3) 入札及び開札の日時、方法等</p> <p>ア 入札</p> <p>(ア) 高知県電子入札システムによる入札 平成25年10月16日(水)から同月21日(月)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の間の高知県電子入札システムの稼働時間(午前9時から午後8時まで)中に同システムより行うこと。</p> <p>(イ) 紙入札による入札 持参又は郵便等によるものとし、平成25年10月21日午後5時までに(1)の交付場所に必着すること。</p> <p>イ 開札 平成25年10月24日(木)午前10時30分から(1)の交付場所において高知県電子入札システムにより行う。</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨</p>	<p>日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金 高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号)第9条、第10条及び第39条から第41条までの規定による。</p> <p>(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を平成25年9月27日午後5時までに3の(1)の交付場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。 なお、紙入札による参加を希望する場合は、紙入札による参加届出書を同日午後5時までに3の(1)の交付場所に提出しなければならない。</p> <p>(4) 入札の無効 この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他高知県契約規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>(5) 落札者の決定方法 この入札は、予定価格(事後公表とする。)の制限の範囲内で、有効な入札を行った入札者を対象者として、低入札価格調査制度を適用するとともに、入札前に施工計画等に関する技術提案を受け、価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札決定を行う施工体制確認型総合評価方式(技術提案型)により落札者を決定する。</p> <p>(6) 手続における交渉の有無 無</p> <p>(7) 契約書作成の要否 要</p> <p>(8) 資格審査に関する事項 入札説明書による。</p> <p>(9) 関連情報を入手するための照会窓口 3の(1)に同じ。</p> <p>(10) 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary</p> <p>(1) Subject matter of contract: Construction work of the Kochi Prefectural New Museum (tentative name)</p> <p>(2) Deadline for the submission of application forms and relevant documents for qualification: 5:00 P.M. on Friday 27 September 2013</p> <p>(3) Date and time for bidding (by electronic bidding) : From Wednesday 16 October 2013 to Monday 21 October 2013 (9:00 A.M. to 8:00 P.M.; while the system is on)</p> <p>(4) Date and time for bidding (by hand or mail) : To</p>	<p>arrive by 5:00 P.M. on Monday 21 October 2013</p> <p>(5) Contact: Construction Management Division, Department of Public Works, Kochi Prefectural Government, 1-2-20 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8570 Japan Tel: 088-823-9813 Fax: 088-823-9263</p>
--	---	--